

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年7月10日(金曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時23分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 令和2年度水戸市戦没者追悼式について

(福祉総務課)

② 市立図書館指定管理者の公募について

(中央図書館)

(2) その他

2 出席委員(7名)

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議長 安藏栄君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 秋葉宗志君

福祉部長兼福祉事務所長 横須賀好洋君

福祉事務所参事兼子ども課長 柴崎佳子君

福祉事務所参事兼福祉指導課長 大久保克哉君

福祉総務課長 堀江博之君

生活福祉課長 櫻井学君

障害福祉課長 平澤健一君

高齢福祉課長 野口奈津子君

介護保険課長 荻沼学君

保健医療部長 大曾根明子君

保健医療部副部長 田中誠一君

保健所長 土井幹雄君

保健所技監兼保健衛生課長 前田亨君

保健所参事兼保健予防課長 小林秀一郎君

保健医療部参事兼国保年金課長 川津英臣君

保健総務課長	小林	かおり	君	地域保健課長	龍田	晴美	君
教育長	志田	晴美	君	教育部長	増子	孝伸	君
教育委員会 事務局教育部 参事	橋	義孝	君	教育委員会 事務局教育部 参事	菊池	浩康	君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅	修	君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木	功	君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 歴史文化課 長	白石	嘉亮	君	総合教育研究 所 研究長	春原	孝政	君
学校管理課長	細谷	康之	君	学校保健給食 課 課長	小川	佐栄子	君
学校施設課長	和田	英嗣	君	生涯学習課長	野澤	昌永	君
放課後児童 課 課長	大和	敦子	君	中央図書館長	松本	崇	君
総合教育 研究所副所長	湯澤	康一	君				
6 事務局職員出席者							
法制調査係長	富岡	淳	君	書記	昆節	夫	君

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

それでは、令和2年度水戸市戦没者追悼式について、執行部から説明願います。

堀江福祉総務課長。

○堀江福祉総務課長 それでは、令和2年度水戸市戦没者追悼式について、福祉総務課提出の資料により御説明させていただきます。

本年度の水戸市戦没者追悼式につきましては、8月21日金曜日午後2時からザ・ヒロサワ・シティ会館大ホールにおいて開催いたします。

3の開催の趣旨であります。さきの大戦において犠牲となられた本市関係の方々を追悼するとともに、御遺族の御労苦に深い敬意を表し、市勢発展への決意を新たにすため、後世に戦争の悲惨さを伝え、平和の尊さを再認識していただくことを目的として実施するものでございます。

4の式次第につきましては、記載のとおり予定しております。

当初計画では、本年は終戦75周年に当たり、平和の集いと2部形式による開催を計画しておりましたが、新型コロナウイルスによる影響や感染防止のため、戦没者追悼式のみで開催とし、追悼式につきましても参列者を縮小し実施してまいります。

委員の皆様には御理解いただき、御参列を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

田口委員。

○田口委員 今説明ありましたけれども、終戦75周年ということで、この追悼式については非常に意義のある式典だとは思っているわけですが、今コロナ禍の影響で参列者を縮小してというお話でございましたけれども、これまでとどの程度の差があるのか、お聞かせください。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

追悼式の規模の縮小でございますが、当初は終戦75周年ということで、例年の内容に加えまして、関係部署と連携し、小中学校の児童、生徒の参加や、戦没者追悼式と平和の集いの2部形式で開催を予定しておりました。今回の縮小の範囲でございますが、参列者のほうは、御案内を差し上げておりました県知事や国会議員、県議会議員、関係団体等につきまして、今回、御案内のほうを見送らせていただきました。また、当初参加予定だった平和大使、それから小中学生の児童、生徒や、一般参列者につきましても、見送らせていただいたところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 この開催につきましては、非常に大切な行事だというふうに認識しているところでございますけれども、開催するに当たっての準備といいますか、話し合いというのがどのようにするかというのは、庁内あるいはいろんな方からの御意見を聞きながら開催に踏み切ったということによろしいのかな。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

開催に当たっての協議でございますが、まずは今回、終戦75周年ということで、関係部署となる教育委員会や、それから平和事業を所管しております市民協働部の文化交流課とも協議を重ねてまいりました。

また、戦没者追悼式につきましては、これまでも水戸市遺族会の方との協議というのは大変重要でございますので、こちらにつきましても開催に当たって協議を重ね、このような内容としたところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回の簡素化ということで、我々市議会議員は参加するというでいいんですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 戦後75年という大きな節目であり、戦争経験者はこうやって少なくなっていく、また、戦争被害がどんなものかということが分からなくなって、そういう時代を迎えているわけです。

その中で、子どもたちの参加もなくなるということだとすると、やっぱりこの戦後教育、戦争の悲惨さや、それから平和の尊さ、そういったものを、75年という節目だからこそ、やっぱり子どもたちにも理解してもらうことが必要なんではないかと思うんですが、教育委員会等とはどういうふうな詰めをされているのかちょっとお聞かせいただきたい。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

75周年に当たりまして、教育委員会との協議でございますが、新型コロナウイルスの感染が拡大しておるところでもございますので、今回につきましては夏休みを活用して、初めて小学校の参加も考えておったんですが、まず子どもたちの安全面というのを第一に考えまして、今回は見送らせていただきました。

ただし、来年以降につきましては、やはり平和の大切さというものを子どもたちが学んで伝えていくということが大変重要でございますので、これにつきましては今後とも教育委員会と調整してまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 とすれば、教育委員会のほうにちょっと質問させていただきたいのですが、この平和教育というのは、子どもたちはコロナウイルスの中で、勉強不足とか、運動不足とかいろんな厳しい環境の中で、毎日先生方が努力して教育をおやりになっていることについては十分理解している。しかしながら、小学6年生にしても1年生にしても3年生にしても、学ぶべきときにやっぱり学ぶという、この時期だからこそこういうことが大事だよという、そういう習慣っていうのがあると思うんです。

それがたまたま何年生で今平和教育をやって、戦争の悲惨さとかを振り返る時期があるのかどうか分かり

ませんけれども、そういったフォローをね。逆に言うと75年というときだからこそ、やっぱりコロナの関係があつていろんな大変な状況であることは分かっているんですが、それでもやっぱりそういうものやっ
ていくということが私は子どもたちの教育の中では大事なんだろうと思うんです。

その辺については、どのように教育委員会の中で検討され、お考えをいただいているのかお聞かせいただ
ければと。

○鈴木委員長 湯澤総合教育研究所副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの袴塚議員の御質問にお答えいたします。

小学校6年生、中学校3年生の歴史の授業の中で平和について扱っております。また、道徳の授業の中
でも平和に関連した項目を扱っておりまして、そういった授業の中で平和教育の意義などについて再認識して
いただきたいと思います。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 いろんなところで、この戦争の中で日本人らしさ、日本人のよさ、こういうものを發揮して、
そしてその地域、戦死したその戦地で、いろんな祭られ方をしている、そういうこともあるわけです。特に
近年、台南市の飛虎將軍については、地元の方から、我々の村を救ってくれた、我々の町を救ってくれた、
こういう中で、しっかり守られていて、もしかすると日本より手厚い慰霊をされている、こういう事例もあ
るわけです。そういうものも漫画本になって小冊子でありますので、そういうものも含めて、やっぱり戦争
は大変まずいことなんだよ、しかし、そういった戦地に赴いた方も日本人の心として、みんなに迷惑をかけ
ちゃいけないんだということで身を犠牲にして、やっぱり今につながる平和外交に寄与している、こういう
方もいるんだというようなことも、やっぱり日本の子どもたちには胸を張ってそういうことを体感して、そ
して卒業して行って立派な大人になっていただきたいなと思いますので、そういったところにも御配慮いた
だいて、しっかりと平和教育をやっていただきたい。要望です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 今年度で75周年ということで、毎年参加させていただいていて感じるのは、やはり遺族会の方
々の高齢化が進んでおりまして、大ホールが埋まることはなかなか難しいなということを感じているので
すけれども、とりわけ今回コロナということで、恐らく遺族会の方もそういうのを察して参加するのを遠慮
する方もいるんじゃないかというふうに思いますので、そこら辺の対策は、ぜひしっかり行っていただきた
いと思います。

また、実際にこれ、もう75年ということで、今、袴塚委員がおっしゃったとおり、これをどういうふう
に後世に伝えていくかという部分を行政としてどう考えていくかと、あとやはり遺族会の方々が高齢化して
いて、次の私たち世代くらいが主流になってきているんですかね。

[発言する者あり]

○木本委員 そこは行政側で、何か今後そういった遺族会としての活動をどういうふうにサポートしていく
のか。もしくは、今言った平和教育の部分で連携していくのか、何かしら今後に向けて考えていることって
あるのかちょっと教えていただければ。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

まず平和の大切さ、これを後世に伝えていくということは大変重要だと認識してございますので、今後とも引き続き、教育委員会をはじめとする関係部署と連携しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、先ほど委員から御指摘がありました遺族会の高齢化、こちらについても十分認識してございます。また、ザ・ヒロサワ・シティ会館での参列者も年々減少しているということも承知してございますので、そういったことにつきましては、遺族会や関係部署と連携しながら、今後ともプラスアルファの取組についても検討してまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。そのとおりだと思います。

この前、新聞報道で、たしかシベリア抑留かなんかのどこかの団体も、高齢化で解散するということが新聞に出ていましたけれども、遺族会はまだまだもちろん解散しないと思いますけれども、やはり実際に経験されたことというのは、旦那さんや兄弟や親が亡くなった方を超えて次の世代になってくるとどんどん薄れてきますので、やっぱり遺族会の活動をどう支援していくかというのは、これからある程度サポートが必要なのかなと感じますので、先を見越した上で、そこら辺もぜひ、こういった機会を捉えて遺族会の方と話をいただければと思います。引き続きよろしく申し上げます。

以上です。

○鈴木委員長 要望でよろしいですか。

○木本委員 はい。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですのでこの件について終わります。

次に、市立図書館指定管理者の公募について、執行部から説明願います。

松本中央図書館長。

○松本中央図書館長 市立図書館指定管理者の公募について、中央図書館提出資料に基づき御説明いたします。

市立図書館につきましては、平成28年度から東部、西部、見和、常澄図書館に、平成30年度から内原図書館に指定管理者制度を導入しており、令和2年度に指定期間が終了することから、このたび2期目の指定に向け、公募を行うものでございます。

1の現在の指定状況でございますが、対象施設は、中央図書館を除く地区館5館であり、一括して指定管理を行っております。

2の指定管理者制度導入の効果でございますが、利用状況につきましては、貸出点数は導入前に比べ増加いたしました。

主なサービスの向上につきましては、開館日数の増加、開館時間の延長により、利用機会が拡大され、市民の利便性向上が図られました。また、育児コンシェルジュの配置や、託児サービスによる子育て世帯を対

象にしたサービスの提供や、電子図書館の開設、地域資料のデジタル化、公開などの情報通信技術を活用したサービスの提供が、特に利用者より好評を得ているところでございます。

裏面を御覧いただきますようお願いいたします。

3の市立図書館指定管理者の次期指定でございしますが、指定期間を令和3年度からの5年間とし、対象施設、業務の範囲につきましては現在と同様でございます。

業務に要する経費につきましては、5年間の指定管理料の上限を12億835万円とし、毎年度の指定管理料は戸田市と指定管理者の間で協議し、年度協定で決めていくこととしております。上限額につきましては、現在の指定管理料を基準額としております。

候補者の選定につきましては、新たなサービスの提案等による施設の効用を最大限に発揮することや、危機管理対策についての提案等による管理を安定して行う能力などの観点で総合的に審査を行い、指定管理者の候補者を選定してまいります。

スケジュールにつきましては、7月15日に公募を開始し、申請の締切りを9月15日としております。その後、市内部選定委員会において候補者を選定し、12月定例会に指定管理者の指定と債務負担行為の議案を提出していく予定でございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 すみません、1点確認させてください。

ここまでの5年間の指定管理料というのは幾らでしたか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 現在の指定管理料は、11億1,953万7,000円を基本協定の中では締結しております。その中から、今年度LED照明の削減分については減額しております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 それで、指定管理者さんのほうから、この委託料というのは何か、足りているのか、少ないのか、もっと必要なかといったような御意見というのはあるのでしょうか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 指定管理料につきましては、指定管理者の中で人件費のほか、いろいろなサービス等、必要な経費として見ております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 だからそれが十分足りているのか、これじゃ足りないとか、そういった御意見はあるのでしょうか。聞いています。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 まず、現在の指定管理料につきましては、実際に我々が直営で行っていたときの経費を算定に上限といたしました。その後、現在の指定管理料につきましては、現在の指定管理者が事業契約の中で見積もってきた額です。こちらの額につきましては、上限額よりも、8%切り下げて今こちらのほうでは

設定しているところでございますので、業者の報告書では現在のところは十分だと感じております。

○鈴木委員長 よろしいですか。

後藤委員。

○後藤委員 5年前の、最初に公募したときには、今現在指定管理を行っているところと、あとほかにも何個か候補があったのかどうかお聞きします。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 現在、指定管理者となっております株式会社図書館流通センターのほかに、もう1社、実際には共同事業者として3社が一緒になって提案という形でございました。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 じゃ、その会社と現在のところというのは、場所はどこなのか教えてもらってもいいですか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 もう1社提案がありました業者につきましては、本社は水戸市内でありました。あとは、東京都内の専門業者と一緒に組んでの提案でございました。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 現在の株式会社図書館流通センターというのは、私、ごめんなさい委員会にも何回か出させていただいたんですけども、これも会社は水戸ですか、東京ですか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 図書館流通センターにつきましては、東京都内の業者になります。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

すごく大きな事業で、今は地区5館を一括して運営されていて、いろんな歴史のことなんかも気にされていて、すばらしい事業をやっている会社だなと思いました。できれば、そういうのが地域で還元されたらもっといいなと思って今お聞きしたところです。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、今8%を切って入札どうのこうのという話がございましたね、入札の費用。今受けている11億円幾らというところから8%切っているのか、それとも業者から出てきた見積りというのは、内容と金額が恐らく出ていると思います。それに対して8%を切って、公募価格というのは、例えば業者が10社出れば10通りの値段があると。恐らくこれって単価だけの評価でやるのではなくて、内容と単価と、そういうものの中で積算をして、そして水戸市が要望している図書館運営とどうマッチングするのか、こういうものを恐らく評価すると思うんだけど、その評価方式というのはまずどうなっているのか。それから、今の8%という数字は、どういうふうな計算で8%下げるとのことなんだ。今の、例えば11億1,953万7,000円と聞いたような気がするんだけど、そういう数字で今委託をされていますということの中で、それを8%切るのか、切るとすれば何らかこのぐらい余っているだろう、この内容だと。そ

ういう検証をされて減らそうとしているのか、その取りあえず2点だけよろしいですか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えします。

すみません、ちょっとふさわしくない説明だったようで、改めて説明をさせていただきます。

先ほどの8%と申し上げましたのは、1期目の28年度からのときに、27年度に公募いたしましたその際に、我々が直営でやっていたときの実績額が約12億1,500万円でありまして、その金額に対して2つの事業者さんから提案があったところなんですけど、現在指定管理を行っております図書館流通センターからの提案が8%を切った形で提案があったというところでございます。

あと、選定方法につきましては、当然経費の縮減についても選定ポイントの一つではございますが、新たなサービスの提案や、現在基本的な図書館のサービスなどの向上策や、そういったものをいろいろ総合的に勘案した結果、候補者を選定するものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今やっておられるところがいいか悪いかは別にして、デジタル化なんかしてどこでも開けるような、そういう工夫もされているようでありますし、ぜひいい業者を選んで、そして市民の目線で図書館運営がされる、そういうことが大事だと思うので、しっかりそれをやっていただきたい。

1回目の28年度からのこの5年間について、中央図書館の論議があったと思うんですよ。たまたま内原図書館は工事中だったので、工事が完成してから民間委託しますよ、それについては今の業者に自動的に、4館やっていたところに内原もお任せして5館やっていただきますよと。これは我々も認めさせていただいている。問題は、中央図書館というのは水戸市が直営している図書館ですよ。いかに委託した業者に情報を、こういう図書館であるべきだと、そういうことを提案するために中央図書館は残るんですよと、こういうふうなことであったと理解している。そういう中で、これまで委託先に対して中央図書館はどういう発信をしていたのか、この辺について説明していただきたい。

それともう一つ、中央図書館は今後も、今回の提案によれば、これから5年間は少なくとも民間委託をしないで直営でやっていきますよと、こういうことだと思う。そうすると、少なくとも、いつも言っているとおり、情報を発信してこういう図書館であるべきだという見本になる図書館である、そういうふうなメニュー、努力、これについてはこれからの年次計画の中で水戸市が委託する図書館も含めて、これからの水戸市が目指す図書館行政というのはどんなものなのかということについては、今お話しできればお話をさせていただきたいし、今そういうものについては検討中ですよということであるとすれば、検討をされて委員会のほうにもお知らせをいただきたいというふうに思うんですが、その辺についてお答えをいただければありがたい。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えします。

中央図書館は、本市の図書館の運営方針や施策を決定するところを担っておるものですから、指定管理者とは綿密に連絡、協議、調整を行っております。そういった中で、毎年毎年、事業計画というのを指

定管理者に出していただいているわけなんです、それについては図書館の基本計画に沿ったような形での提案をしていただいています。現在の図書館基本計画では、実人数という、図書館に実際に来ていただきたい人数、延べ人数でなくて実人数の数値目標を挙げておまして、それを達成することを指定管理者の事業計画の中にも求めて、指定管理者のほうでもそれに応えられるような提案をしていただいています。

あと、直営の中央図書館の発信につきましては、現在の図書館基本計画が令和5年度までとなっております。令和6年度からの第4次の図書館基本計画の中でも、そういった中央図書館の役割をしっかりと規定して、こちら議会のほうでもお諮りしていきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

例えば、貸出しの方法とかについても、今の学校図書館との連携をどうするのかとか、司書の配置をどうするのかとか、いろんな絡みもあるんだというふうに思うんです。やっぱり、市民が知識を得る、もしくは市民が何か疑問に感じたところを解決する、これも図書館の役割の一つだと思うんです。入館の数を増やすということは一つの大きな目的でありますけれども、だから安く上げていいんだという話ではない。したがって、やっぱり図書館の書物の充実とか、それから市民が求めている蔵書の増やし方とか、それから一定の購入先ではなくていろんなバリエーションの中から——今の管理方法だと、シールを貼っているのは恐らく1社しかないんだよね。どうしても図書館の本が高くなっちゃうとか、そういうこともあるのかなと思うので、その辺についてもしっかり再度検討して、図書を1か所から買うのではなくて、いろんなところの選択肢、もしくは水戸市内にも本屋さんはいっぱいありますから、水戸市内に税金を落としてもらうのであれば、水戸市内の本屋さんから購入ができるようなシステムを、そして管理上必要なバーコード等については、中央図書館が調査、検討して、そういうものができそうな仕組みを自ら考えて推進するとか、こういうことをしていただかないと、どうしても大きな金額で図書を購入するとやっぱり大手になっちゃうんだ。水戸には大手の本屋さんってないのよ、実は。全国で連携している本屋さんはあるけれども、そうじゃなくて、僕が言うのは、水戸市の税金をどうやって上げるかというのも図書館運営の中でも考えていかなきゃならないので、やっぱり水戸市内の本屋さんなども活用できるような、そういう方式をぜひ取っていただいて、充実した図書館運営をしていただきたい。要望だけします。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 次年度からの指定管理者を継続するというので、サービスが向上されたということは大変いいことだというふうに思っております。

私、3月の代表質問で南部地区に図書館をとという質問をさせていただいて、そのときに、やっぱり住民の定住具合が変化していますので、ある程度そこは踏まえた上で造っていかなくちゃいけないんじゃないかということと言ったんですけれども、この資料の中で、次の観点で審査を行い指定管理者の候補者を選定しますという第1点に、アですね、住民の平等利用の確保というのがあるんですけれども、この詳細というのを一回教えてもらってもいいですか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの質問にお答えします。

住民の平等利用の確保につきましては2点ございまして、1点につきましては、公の施設であることを十分に理解して、住民の平等利用が確保される提案となっているかどうかについて審査するものでございます。

もう1点としましては、条例の設置、図書館条例に基づいて水戸市に図書館を設置しているわけですが、その条例の内容を十分に生かして、その目的に沿った管理が行える提案になっているかというものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ちょっと2点目がよく分からなかったんですが、1点目は取りあえず、水戸市民、人口約27万人の市民が平等に利用できる環境があるかということによろしいですね。

その観点から質問したいんですけども、今回5つ、また継続して指定管理を行うと。指定管理を行ったことによって、112万点の貸出しが126万点まで増えたと。もちろん貸出しだけが図書館の全てではないと思うんですね、正直。ただ一つの物差しとしてこれを示しているんでしょうから、そちらは。

この5つで一番使われている図書館と、一番使われていない図書館ってどのぐらい開きがあるのか、もしあれだったら5つ述べてもらってもいいですけども。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの質問にお答えいたします。

5つの地区館で一番利用が多い図書館は、見和図書館になります。一番利用が少ない、貸出点数が少ない図書館は常澄図書館になります。この背景は、やはりいずれも人口によるものかと思われま。

以上でございます。

○木本委員 これ、ちなみに数かなんかは押さえているんですか、その利用の。貸出しぐらいしかないのかな、何かしらあったらもう少し教えてください。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えします。

見和図書館につきましては、この資料で出しています平成30年度につきましては38万5,797点の貸出しがございました。常澄図書館につきましては10万4,156点でございます。

資料におきまして令和元年度にしなかったのは、3月は1か月間近くコロナウイルスで休館がございましたので、比較対象にするために平成30年度の数字を資料に載せました。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、一番貸出しがされているところとされてないところと約4倍近い、その間に3つが入ってくると思うんですけども、これをどういう審査で平等利用を確保しているかということ。ちなみになんですけれども、中央図書館ってどのぐらいありますか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの質問にお答えいたします。

中央図書館につきましては、10万9,364点になります。平成30年の貸出点数になります。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、常澄と同じレベルでの貸出しだということでございますね。

正直に申して、中央図書館の場合ですと、これは指定管理者になっていないんですけれども、近くに県立図書館があって、かなり競合するのかなというふうに思います。ぜひこら辺を踏まえた上で、もちろんこれは指定管理者の公募を来年からどうしていくかということでございますけれども、そちらがその選定委員会で示したとおり、住民の平等利用をどういうふうにいわれる平準化していくかということですよ、これね。地域によって差があるのを——そういうことじゃない、これ住民利用か。どうということなのか教えて。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの質問にお答えします。

住民の平等利用という観点につきましては、例えば障害があって話すことが困難な方などについて、図書館でメッセージボードを置いて対応をすとか、そういうような、どなたでも利用ができる、公の施設としての観点からの提案になります。

○木本委員 いわゆるノーマライゼーションですとか、ユニバーサルデザインとか、誰でも利用できるようなという、平等でもそっちのほうですね。

私が言いたいのは、やっぱり図書館によって差があるというのは、地域性によって、それはしようがないと思うんですけれども、ただ、やはり差があるのであれば、ある程度そこは踏まえた上で図書館の適正配置を考えるべきじゃないかと。恐らく、先ほど袴塚委員も、中央図書館はそういった司令塔だから、どういうふうに示していくんだという話がありましたけれども、基本はやっぱり中央図書館はずっと中央図書館で、いわゆる司令塔というか、その役で残っていくということ考えていらっしゃいますか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 中央図書館としましては、図書館の運営方針や施策の決定、また、資料の収集については指定管理者ではなくて全て中央図書館が担っております。そういったことについての重要性というのは認識しているところです。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 おっしゃるとおり、その部分は必要でしょう。

ただ、数百メートル先に県立図書館があって、貸出件数が一番少ない常澄と同じレベルということになると、中央図書館が果たしてあそこにあることが適当なのかどうかというのはまた別問題だというふうに思いますし、もちろん博物館も一緒にありますので、ほかの図書館とカテゴリーはまたちょっと違うかもしれませんが、いずれにしても、今回指定管理者を選定する上で、いろいろサービス向上を図っていく、選定委員会でもいろいろ精査していくと思うんですけれども、ぜひ今後に向けた指定管理者の在り方、あと適正配置、そこは踏まえた上で今後も御精査いただければと思いますので、取りあえず、今は一旦以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 この指定管理者、5年前に始まったということで、当初スタートするに当たり、いろんな御意見がございましたよね、いい悪いとか、あとはどういうふうな感じになるんだとか。改めて、指定管理者の公募が始まるということでありますけれども、ここには、こういう点がよくなったよかという、今示されましたけれども、市民の声、あるいは、やっているかどうか分かりませんがアンケート等なんか取っているのかなと、そういう点があったらば、こういうのは改善してほしいとか、あとはこの指定管理者において水戸市が目指すものになってきたのかということ、ちょっとまずそれを聞きたい。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えします。

利用者アンケートというのを毎年実施しております。これは市と指定管理者、両方で行っておりまして、市のほうにつきましては、指定管理者を導入している施設に対して、全て同じ質問項目で行っております。また、仕様書におきまして、中央図書館にそのアンケートの結果を報告、さらに図書館協議会のほうでも報告するようしているところでございます。総合的な満足度につきましては、約9割の方から評価をいただいているところです。

あと、個別のアンケートの御意見としましては、例えば、先ほど主なサービスの向上などで申し上げましたが、指定管理者の独自事業としての託児サービスなどにつきましては、今まで図書館を利用するのがちょっと難しかったと、やっぱり小さなお子さんとか赤ちゃんとかを連れての利用というのは難しいというような方が、図書館に来てもいいんだというようなことで、さらにそこで勉強をすることによって資格を取ったという話なども聞いております。図書館に対しての厳しい意見というのはあまりないですが、指定管理者の独自事業で、利用者さんからは、ちょっとニーズに合わなかったようなものも若干ございました。

以上でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 いろんな御意見があるかと思えます。それらに続いてどのような感じの意見があるかはちょっと把握しておりませんが、今後、指定管理を再度行うに当たって、何か変化があるようなことというのは特別ありませんか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

図書館の2期目の公募につきましては、その事業内容や業務の範囲は現在と変わりございません。こちらの図書館側の効果としましては、指定管理者のほうに複数の業者さんから事業計画など、様々な提案がなされることを希望しているところです。

以上であります。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、本部の役割をしている中央図書館と、指定された指定管理者で運営させる各図書館とのいろんなすり合わせとか、調整会議みたいなものは現にやられているのですか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

指定管理者というのは、業務委託と違いまして、やはり包括的に管理運営を担っていただいているところもありますので、綿密な連絡調整が必要です。現在におきましても、指定管理者で5館ございます館長のうち、統括館の館長と中央図書館の館長の間では毎週1回必ず協議調整の場を設けております。そのほかにも、仕様書に規定しています月次報告とか四半期報告とか、そういった書類上の報告などについては、館長会議というもので報告をしてもらっています。また、図書館協議会におきまして、毎回指定管理者の管理運営については報告をして、委員の皆様からも御意見をいただいております。

以上でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 あと、この5館を管理運営していただいているところですけども、水戸市においては、それぞれの図書館に個性があり、蔵書においても、いろんなことを結構打ち出していましたよね。これというのは、この指定管理者においても引き続いてその特徴を出しながらこの館の運営というのをやられているのかお伺いしたいと思います。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど資料購入については中央図書館が担っておりますというお話をしましたが、図書館の本の選書に関しては、指定管理者の司書資格を持っている職員に集積をするよう規定しております。その中で、中央図書館の職員がその図書選書会議なんかをコントロールする中で、その図書館の選書方針に基づいた形での選書というのがなされるよう見ております。また、仕様書におきましても、基本方針のほうでも各図書館で収集する資料の重要な分野などについても規定しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 最後に、やっぱり民間委託にするときにもいろんな御意見ありましたけれども、学校との関わりについては何か改善されましたか。それとも、何か学校見回り回数がどうのこうのとかというのもありましたよね。そういう点は、何か改善されたのか、また同じか、また悪くなったか、そういう感じのことをちょっとお聞きしたいなど。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

指定管理者と学校との関わりにつきましては、学校のほうで例えば行事などで図書館訪問などに見えるとか、あとは行事などで一部協力するとか、そういったことはございますが、基本的には学校との関わり合いは中央図書館が担当しております。この指定管理者制度を導入しました平成28年度より、中央図書館において学校図書館支援事業というような形で支援員等担当職員を配置しまして、学校図書館を巡回して整備に努めております。

以上でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、中央図書館が責任を持ってやられていて、この指定管理者の場合では学校との直接な関わりはないということですか。

何か学校との機会も多くなるとかなんかというような説明があったような気がしたんですけども、それは中央図書館の話ということでいいのかな、この指定管理者に関しては学校の関わりは全くない……。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

指定管理者における学校との関わりについては、図書館のほうにおいていただいたときに提供するサービスや行事、また、学校のほうでクラス単位や学級単位などで図書館に訪れたときなどに図書館訪問という形で対応する、また、学校単位ではなくて、クラスの担当の先生単位で図書館に本を借りに来るといったようなことについては地区館のほうでも対応しておりますが、地区館につきましては、図書館の外から学校のほうにアウトリーチ的なサービスというのは行っておりません。それらは中央図書館が担っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すみません、1枚目の育児コンシェルジュとか託児サービスを図書館流通センターさんでやられたということですね。この評判がよかったということでしたけれども、これ管理者が代わるとこのサービスがなくなってしまうという可能性はあるのでしょうか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 指定管理者の独自のサービスにつきましては、その指定管理者のやはり強みといえますか、そういったものがございます。今現在の指定管理者が行っています育児コンシェルジュや託児サービスにつきましては、現在の指定管理者のグループ内の子会社が担っておるところでもありますので、強みとするところがございます。ほかの事業者についても、提案の中ではまた別な強みというのがありますので、それは新たなサービスならば新たなサービスで、また別な観点で採点という形になります。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。これ、お子さん連れで図書館を利用できるということで、これがよかったという声は私も聞いています。ただこれが5年ごとにあたりなかつたりとするのは、市民にとっては、やっぱり不安定な運営と見えるという意味で、私たちの立場としては、市図書館直営と同じ——こう民間でできるサービスを直営でという気持ちでいるんですけども、そこら辺が、答えるのは難しいかと思うんですけども、せっかくこの5年間で地域の方が子どもを預けながら図書館に行けるようになった、これが断ち切られるというようなことになる心配が市民からも出てくるでしょうと。そこら辺の考慮というところ何か考えられないのか、考えてみてください。

○鈴木委員長 要望でよろしいですか。

○土田委員 はい。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、この件について終わらせていただきます。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 保健医療部のほうなんだけれども、コロナウイルスが始まって、今まで健診とかは保健所でおやりになっていたと思うんです。一時やっぱりコロナウイルスの影響もあって、健診を控えたり、それから妊産婦健診とかいろいろな健診がある、そういうのは控えたりということがあったと思うんですが、現在の状況って、これまでやっていた、保健所を使った健康面の動きというのは、どの程度まで回復しているのか、全く落ち込みがなかったのか、利用の度合いはどうか、この辺についてちょっとお聞かせいただければありがたいです。

○鈴木委員長 龍田地域保健課長。

○龍田地域保健課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、子どもの健診につきましては、母子保健法で定められております1歳6か月健診、3歳児健診につきましては、3月から中止とさせていただいておりましたけれども、6月から対策を講じて始めました。それで3月から5月までの未受診者分につきましては、1歳6か月健診ですと2歳まで受診できますし、3歳児健診ですと4歳まで受診できますので、その間に受けていただくことと、あとは残りの今年度の回数では足りないので、追加で健診日を設けまして、先生方にも御協力いただきまして、それで健診のときにも時間指定で人数を区切って、マスク着用とかということで対策を講じて始めているところでございます。

それから、大人の健診につきましては、例年ですと6月15日から開催ということになるんですけども、こちらも医師会と協議いたしまして、8月末までは中止とさせていただき、9月から再開を考えております。8月末には受診券を皆様のところにお送りする予定でございますので、そのような形で9月からの実施ということで考えております。

そのほか、母子事業としての子ども向けの教室ですとか、妊婦さん向けの教室などについても、調理実習を含むものなどは中止でございますけれども、それにつきましては動画を配信したりして周知に努めているところでございます。それから、開催できる教室につきましては、少しずつ6月から開始しているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 大人の健診というのは、特定健診なんかも含んでいる話ですか。

○龍田地域保健課長 お答えいたします。

特定健診とその他各種がん検診について、全て9月からの開始という予定でおります。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

子育て中のお父さん、お母さん方にとっては、やっぱり子どもの健診、そして健康維持、こういったもの

は大変大きな問題だというふうに思いますので、ぜひ周知を。例えば1歳6か月が過ぎちゃったから、健診できないのかなんていうふうに思っている方もおいでになるかも分かりません。したがって、どこの誰が1歳6か月健診に来るはずだということもお分かりでしょうから、そういったことも踏まえて、適切に通知文を差し上げるなり何なりして、その健診喚起をしていただいて、ぜひ守っていただきたい。

それから、休日夜間の緊急診療については、現在どのような状況になっておいででしょうか。

○鈴木委員長 小林保健予防課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

水戸市休日夜間緊急診療所につきましては、緊急事態宣言が出されていまして5月上旬から宣言がなされている間につきましては、電話診療という形で診療のほうをさせていただいております。それは、電話で診療所のほうに御連絡をいただきまして、それに対して医師が聞き取りをして診断をするという形でやっておりますが、現在につきましては、これまでと同様に対面で診療するという形に戻しまして診療のほうを行っております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 健康を管理するというのは、お医者さんと対面して、やっぱりかかった人がお医者さんの顔を見ながら「あんた大丈夫だよ」と言われることを期待しながら、そういうふうな健康の感じ方もあると思うんですね。ですから、そういった体制になったとすれば大変いいことなので、それについては、さらに充実してきめ細かい健診をやっていただきたい。

もう一つ、ここのところちょっとコロナの影響というか、そういう患者さんがこの近辺にも出たり、本市からも何か出たとか出ないとか、家族が陰性になったとか、こういう話を聞かれるわけですが、現在の状況というのを、ちょっとお知らせいただければありがたいと思います。

○鈴木委員長 小林保健予防課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本市におきましては、5月3日に陽性者10例目が出て、2か月近く陽性の方は出ていなかったということで、その間かなり相談の件数ですとか検査の件数も少なくなってきたところではございます。

ただ、6月29日に新たに陽性者が出たということで、その件に関しましては、濃厚接触者等を調査いたしまして必要な検査等を行いながら、あと市をまたがって濃厚接触の方なんかもいらっしゃるの、一応その辺は県と調整しながら今やっているところでございます。その方につきましては、昨日、症状が改善されて退院ということで、現在、陽性の方はいらっしやらない状況にはなっているところなんですけれども、最近の相談の傾向といたしましては、件数的には以前のような1日に100件近くなるような相談というのはございません。ただ、相談としては、症状を訴えてくる方でやはり大分移動をされている方の相談が多くなってきているのが目立ってきておりますので、引き続き電話相談などでもきめ細やかな対応をしながら、そういう方がいらっしやれば、できるだけ検査につないで、そういう対応を丁寧にやっていきたいというふうには考えております。

現状としてはそのような形です。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 退院されたということで大変よかったなというふうに思っています。

現在の検査数、検査体制、それから、軽症者も含めた病院等の確保、こういうものについては現在のところどういう状況ですか。前は、検査するにもなかなか検査できなかった、でも最近は独自の判断でできるようになった、こういう情報も流れたりしていますけれども、水戸市の現状の検査体制とか、それから日常検査をされていると思うんですけども、どのぐらい検査されている方がおいでになるのか。そして入院床とか加療床とか重症の方とかのベッド数については現在どのぐらい確保されているのか。使わなければ使わないが一番いいんですけども、市民の皆さん方が安心するという流れの中では、こういう十分な体制を取っていますよという発信も大事だと思いますので、その辺についてちょっとお聞かせいただけます。

○鈴木委員長 小林保健予防課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、相談に関しましては平日ですと大体1日二十四、五件ぐらいの御相談がございまして、検査は平均しますと1日大体10件弱ぐらい行っているところでございます。検査自体に関しましては、現在のところは市の検査で24件ぐらいある、マックス36件ということで、現状では今のところその検査で足りている部分と、あと最近の傾向といたしましては、県立中央病院とかで入院の患者さんの検査とか、そういったところもやっております、そういう検査などで件数が1日大体10件弱ぐらいになっております。

入院の病床等につきましては、基本的に県のほうで調整をしているというところなんですけど、現在のところ、茨城県のほうは陽性者も大分少ないというところで、今後、軽症者の入所する施設の調整なども含めて、今現在、県のほうで調整を行っています。また、検査体制につきましても、今後いろいろなパターンがこれから想定できるというところで、現在その準備を進めているところでございますので、それにつきましては、また相談の部分を含めて改めて御説明できる機会があればというふうに思っております。現在のところは、市のほうの検査で十分足りているのは足りている……。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この前の予算で、PCR検査機器の購入とか、それから試薬の購入、こういうことを議決させていただいたんですが、現在の調達状況、これについては試薬はある程度のストックができたのか、それともまだ買い付けまでなかなか行っていないのか、その辺の状況はどうなんでしょうか。

突然ですから分からなければいいですよ。15日に臨時議会がありますから、そのときにでもちょっとお話をいただければありがたいんですが。市民としては、予算通過したって新聞に出れば、もう大丈夫だって思っちゃうんですよ。機械があっても、試薬がなくてできないとかという情報もございますから、その辺も含めてしっかり用意していただいて——大丈夫ですか、すみません。

○鈴木委員長 土井保健所所長。

○土井保健所所長 すみません。ちょっとお返事が遅くなってしまいました。

先日、機械を導入する予定の各公的病院の担当の方、あるいは事務の方にお集まりいただきまして状況を伺っております。その状況によりますと、まだ機種選定がようやく終わったぐらいです。つまり、PCRの機械も、それから試薬も何種類も実は出てきておまして、その病院に一番フィットした、そういった機種を選定していただくということが重要になっております。

それから、機械の選定だけではなくて、院内での診療体制と密接にリンクしているものですから、そちらのほうも臨床の先生方と十分な話し合いをしていただくといったようなことが、ようやく少しずつ固まってきたというところですよ。

それから、もう一つは、PCR検査のみならず、御存じのように唾液によるPCRですとか、あるいは抗原検査といったような形で様々な検査手法が出てきておりますので、それをどういうふうによく組み合わせたら臨床の現場で一番使いやすくなるかといったようなことも議論させていただいております。

そんな中で、選択肢が広がってきたということと、それからPCRの機械、あるいは試薬の選択が広がった、あるいはどうしても欲しいといったような機械もまだあるんですが、それはまだ導入の予定が、輸入品なので立っていないということもあって、改めてその機種を買えるかといったようなことの御相談も受けているところでございます。まだ、具体的にどういう機種をどういった形で入れたといったような御報告はされておられません。そんな状況でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 予算が通ったんだからすぐ入れろということではなくて、やっぱり市民の利便性とか将来こういう機械が必要だというものについては、時間をかけてもそういうものを整備する、こういうことも大事だと思いますので、私が心配しているのは、今東京が200人を超えたとかいう話があるように、第2波、第3波というようなことが水戸で起きなければいいんですが、これ誰も保証できない話ですから、ぜひ、土井所長さん、経験豊富な所長さんでありますから、しっかりとそういった対策等について頑張っていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、今度の臨時議会に関わることなので、意見だけ申し上げます。

まず、子どもたちに、今度パソコンじゃなくてタブレットかな。それを導入しますね。

まず、この使い方ですが、学校だけではなくて、お家にも持って帰るよというようなことになるというふうな話も聞きます。このときの管理体制をどうするのか、常時持って帰るのか。実は、この間私リュックサックを拾得したんです、一昨日、道路の真ん中に置いてあって。携帯も入っていて、お金も入っていたので、大工町交番に届けて、どうしますかと言うから、いや、誰か分からない人が届けに来たことで終わりにしてくださいと言って置いてきたらば、早速持ち主が見つかったとお手紙だけいただきました。そういうふうに、日常持ち帰るということになると、いろいろな事故に巻き込まれる可能性がある。そのときの管理体制はどうするのかという話の一つあります。

それから、Wi-Fi機能が家庭において、Wi-Fiの設置について今度予算があるとかないとかという話も伺っております。そうすると、どこまで整備するのか。例えば今Wi-Fi契約しております。子どもを通じてWi-Fi契約を市でやってくれるなら、私契約を断って市でお願いしようか、そういう方はおいでにならないと思います、私だけだと思いますが、そういう考え方も成り立ってきますよね。そういうときに、どういうふうな形で管理をし、契約をして、そのお支払い等については、例えば、所得制限を設けて減免するとか、そういうことをやるのか、それともあくまでも2,000台とか3,000台とか、子どもの数に応じた台数については水戸市が払っていくというやり方をするのか、この辺についても問題がある。そういった導入方法について、どんなふうにするのかというところが一番大事だと思うので、この辺

について次回の臨時議会で恐らく提案されることであろうから、しっかりと御答弁していただけるように準備をしておいていただければ大変ありがたく思います。

特に、やっぱり先ほど図書館の話でも出ましたけれども、市民平等にという、子どもたちが平等にという観点の中では、私は一番大事だと思います。導入して、Wi-Fi環境が整わない学校がいつ頃までに揃って、授業開始がいつ頃できて、万が一第2波、第3波で自宅待機というようなことになったときに、いつ頃から使用可能になるのかということについても、導入の中ではやっぱり大きなファクターだと思いますので、その辺について、しっかりと御答弁いただけるようお願いしたいなど、これ要望で結構です。

○鈴木委員長 ほかに。

後藤委員。

○後藤委員 学校が再開してから1か月ぐらいたったんですけども、児童や生徒やまた学校の先生あるいは保護者から、こんなふうになって困っているとか、学校が始まってこういうところがよかったとか、何か声が上がっているのかどうか、ありましたらお聞かせください。

○鈴木委員長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 委員の御質問にお答えいたします。

6月8日から通常日課での学校が再開いたしまして、子どもたちは恐らく戸惑いもあったのではないかなというふうに思うんですけども、約1か月が経過しまして、今週水曜日に校長会のほうもあったんですけども、現在のところ子どもたちは頑張って学校生活を再開してくれているというような状況にあるかと思うんです。

しかしながら、これからまさに疲れが出てきたり、暑い中での登校になってきますので、再度、感染症対策を十分にやっていきたいと思いますという部分と、熱中症対策を十分にやっていきたいと思いますという点と、担任が抱え込んでしまうことなく、学校全体でやっていきたいと思いますということで、私のほうでお話をさせていただきました。

よかったというような——よかったという言い方がいいか分からないんですけども、御報告の中でいわゆる不登校、登校渋りだったお子さんが、段階的な学校再開をしたことで学校に来られるようになったんですなんていうお話もありまして、そういうようなお話はとてもいいお話だったなというふうに思っております。

現在のところ以上のような状況です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 すみません。先ほどのコロナの関連で聞きたいんですけども、昨日の新聞報道でも出ていて、あれは多分臨時議会でも関わることであろうから、これは来週聞くとして、今、東京で大変検査が多くなったということが前提なんだろうけれどもコロナが増えていて、東京由来のコロナの方が県内に増えてきていると。このまま、もちろん検査を増やせば陽性者の数も増えるということを受ければ、これからも増えるだろうということですね。

もちろん、水戸で出ないことにこしたことはないんですけども、やっぱり出るか出ないか分からないという状況が続くと。そうした中で、あくまでも保健所さんとかは、医師の判断に基づいて検査を受けるか受

けないかという判断をされると思うんです。ただ、民間の方ですと、いわゆる御商売をやっている方とか、あとは仕事でどうしても東京に行かなくちゃいけない方は、立場上検査をしたい方って結構いらっしゃるんですよ。いわゆる医師が判断する病状じゃなくても。そういった場合に、恐らくもちろん保健所は受けないでしょうし、公費負担もないと思うんです。それでもいいんですけれども、それでもいいから一応立場上受けたいという場合って、どこか案内する先ってあるんですか、そこを教えてくださいたいんです。

○鈴木委員長 小林保健予防課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現状、水戸市ですと、今、保健所でやっている検査につきましては、行政検査ということで位置づけて対応しているところで、実際のところ確かに今そういうふうにおっしゃったとおりの、会社でそういう証明を取る必要があると言われて検査を受けたいとか、そういうようなお話、相談は現実にあるんですけれども、今のところ水戸市の現状としてはそこら辺に対応する機関がありません。言ってくる業者さんなんかは東京に本社があるようなところで、実際に東京で既に、どういう種類のものかは別として検査を受けているような会社もあるということで、そういう場合は会社のほうに御相談して東京のほうで受けられるようなところがあるというようなことをお話はしているんですけれども、現状、水戸で今、御紹介とか御案内とかできるような状況ではないというところです。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうしたら、ぜひこれからそこも踏まえた上で、水戸でできなくてもどこか情報として提供できるものは絶対に保健所としては用意しておいたほうがいいと思うんです。というのは、本当に、よくコロナのところを見ると差別しないようにとか云々とかいろいろ書いてありますけれども、けれども、悲しいかな、うわさはうわさを呼び、やっぱりそういううわさが立つお店とか会社は、必ずいろんな制裁を受けるんですよ。

だから、これからこのまま経済活動を維持しながらやっていくとなると、もう正直避けられない部分はあると思いますので、そういった方々が行政検査じゃなくてもいいから、とにかく自分の立場上、あとお店上、うちは大丈夫だということを証明するようなものを出していかないと、またいろんなうわさが飛び交って、何か変な被害を受けるような人とか会社とかお店が出るので、そこはぜひ情報収集をして、行政検査に該当しないけれども、民間ではこういったこともありますよという案内をできる情報だけはしっかりと収集してもらいたいと思いますので、ぜひ窓口を含め、そこら辺も踏まえてよろしく願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すみません。私もコロナのことなんですけれども、東京のほうでぐっと増えていて、また来るのではないかというような不安を市民は持っている一方で、緊急事態宣言が解除されている中で少し気が緩んでしまっているという面も両方ある感じなんだと思うんです。

土井所長のほうに、今の状況、どんな状況と見ていらっしゃるのかということと、あともう1点は、改めて最初に御説明を受けたときに本当に分かりやすかったんですけれども、正しく恐れて正しく備えるという

ことを市民にもう一度改めて周知していく必要もあるのではないかなと思うんですけども、その辺ちよつとレクチャーいただければと。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 ありがとうございます。

御指摘いただいたように、今、東京のほうではかなりの感染、検査陽性者が出てきております。基本的に3月の終わりから4月の半ば、場合によっては5月の今一番ピークのときに近いような陽性者が出ているわけですが、これは私個人の考えだというふうにぜひお取りいただきたいんですけども、基本的に今、陽性者の状況を拝見していると、まず幾つかの特徴があるんですけど、その一つは20代、30代の方が圧倒的に多いと。もちろん夜の街の方たちを中心として検査をしているといったようなことがあるわけですが、ただ単に検査数が増えただけではあれだけの感染者数は出てこないんです。どういうことかっていうと、やっぱり感染が広がりつつあることは間違いないだろうということです。

それから、我々サイドの状況を見ましても、東京近郊あるいは東京と関連した患者さんがほとんど、なおかつ、近頃は20代、30代の患者さんがどうしても増えている。これはどういうことかといいますと、20代、30代の若い方は、かかっても軽症あるいはほとんど亡くなることもないし大丈夫だというふうに甘く見ている部分が多分大いにあるというふうに思うんですけど、これはウイルス感染症の一般的なことから申し上げると、中長期的に、例えば5年、10年たったときにその影響がどういうふうに出てくるかということに関しては誰も今予測がつきません。それに関して誰も警告していないので、若い方は大丈夫だというふうに思ってしまったような節はございますけれども、例えばおたふく風邪というのを考えていただくと、耳下腺炎になるわけですが、それ以外にも睇炎になったり、精巣炎になったり、ほかの臓器にいろんな障害を起こしてきます。それが後になって出てくるだけで、そういったものの影響が全くないということはいまだ全然そういうエビデンスがないので言えないんですけど、しかし、ウイルス感染症の一般的なことからして、本当に若い人たちに何もなくて大丈夫なんですかということ、常に頭の片隅に置いておかなきゃいけないことだと思います。

ただ、こういう病気が出ますよということ、今、証明できておりませんので、それを声高に言うことはできませんけれども、しかし、感染対策の一つからすれば決して甘く見てはいけませんということは言わなきゃいけない状況になりつつあるというふうに私は思っております。

そういう意味で、御指摘いただいたように、一般の方々にもう一回少し感染症の対策を、一度厳しくというか、もう一回初心に戻っていただだけませんかというメッセージが必要だと、そんなように思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

○鈴木委員長 それでは、ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時23分 散会